

## 令和3年度 「市・県民税」

# 申告相談

申告日程 **2月2日～3月15日**

申告に関する相談、お問合せ 税務課市税係 ☎62-1116

※申告相談期間中は、職員が申告会場に出向いているため、電話でのお問い合わせに即答できない場合があります。

「令和3年度市・県民税」の申告は、令和2年中の収入や控除について申告していただくものです。地区ごとに申告日が指定されていますので、日程表を確認のうえ、指定の会場で申告してください。なお、未申告の場合、所得証明書や課税証明書等の税に関する証明書の交付が受けられないほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や各種行政サービスにおいて不利益が生じる場合がありますので、申告が必要な方は必ず申告をしてください。

### 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、北秋田市にお住まいで次の①から④のいずれかにあてはまる方

①営業、農業、不動産（小作料など）、山林、譲渡、配当、一時所得（保険金など）、雑所得（個人年金など）などの所得があった方

※収入等による譲渡所得がある方で、特別控除の適用により譲渡所得が生じない場合でも、国民健康保険税等の軽減判定や扶養控除の可否判定は特別控除前の合計所得金額で行いますので申告が必要となります。

②給与所得者で次のいずれかにあてはまる方

▽年の途中で就職または退職した方で年末調整をしていない方、2か所以上の事業所から給与を受けた方で年末調整をしていない方

▽勤務先から北秋田市に給与支払報告書が提出されていない方  
▽医療費控除、扶養控除（源泉徴収票に記載がなく追加する場合または変更がある場合）、寄附金控除、住宅ローン控除など各種控除を受ける方

※初めて住宅ローン控除を受ける方で市では受付できない内容の場合は大館税務署へご案内する場合があります。

### マイナンバー（個人番号）の確認書類が必要です

申告の際は、マイナンバーの番号確認書類と身元確認書類の提出が必要です。

（配偶者、扶養親族、事業専従者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものの控えも必要です。）

過去に申告している方でも申告の都度、マイナンバーの確認が必要になりますので忘れずにご持参ください。

◎番号確認書類※いずれか1つ

マイナンバーカード／マイナンバーが記載された住民票の写しなど

◎身元確認書類※いずれか1つ

運転免許証／健康保険証／パスポート／障害者手帳など

※マイナンバーカードを提示される場合は、身元確認書類は必要ありません。

### 税務課からのお願い

#### ▼市で受付できない申告があります

「青色申告」、「消費税」、「相続税」、「贈与税」、「平成31（令和元年）年分以前の所得税の確定申告」については、直接税務署に申告してください。

#### ▼新型コロナウイルス感染予防対策にご協力を

新型コロナウイルス感染予防の観点より、受付時に検温を実施いたします。検温の結果、体温が37.5度以上の場合や、体調がすぐれない方については、申告相談をお断りさせていただきます。また、申告会場ではマスクの着用をお願いいたします。

※会場の混雑を避けるため、車で申告会場にお越しの方について、受付後、相談開始まで車で待機していただく場合がございますので、その際はご協力をお願いいたします。

#### ▼あらかじめ書類の分類および集計を

【営業・農業・不動産収入のある方】

平成26年分から、すべての事業者に対して記帳と帳簿の保存が義務付けられています。そのため、必ず収支内

訳書（または、収入と経費の科目ごとの金額を明確にした帳簿）を作成してご持参ください。

※今年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、できるだけ会場の混雑を避け、相談時間の短縮に配慮しなければなりません。そのため収支を全く集計されていない方については、ご自身で書類を作成していただいた後に、再度申告相談をしていただく場合がございます。

【医療費控除の申告を行う方】

令和2年1月1日から令和2年12月31日の間にお支払いした領収書を支払先の医療機関ごとに分類し、集計してください。

※インフルエンザ等予防接種や診断書料は控除対象外になります。※集計をされていない方は、ご自分で集計後に相談となりますので順番が遅くなる場合があります。

#### ▼申告前に書類の確認を

添付書類が不備の場合は、申告相談を受けられない場合がありますので、22ページの「申告前に書類の確認を！」を参考に事前の確認をお願いします。

### 大館税務署からのお知らせ

【確定申告書作成会場】 大館税務署

※駐車可能台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関等をご利用ください。

【設置期間】 2月1日(月)から 3月15日(月)まで

※ 土曜日、日曜日および祝日を除きます。

【開設時間】 午前9時から午後5時まで

【新型コロナウイルス感染症対策】

①会場への入場には「入場整理券」が必要になります。「入場整理券」の配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

②検温を実施します。検温の結果、熱が37.5度以上の来場者には入場をお断りします。

③令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方や給与所得の還付申告をする方等を主な対象として、2月16日より前から申告相談をお受けします。

④ご来場の際は、マスクを着用し、できる限り小人数でお越しください。

【入場整理券について】

税務署での当日配布とLINEによる事前交付があります。配布方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

【お知らせ】

本人確認書類の提示が必要となりますので、マイナンバー記載の書類等をご持参ください。

☎ 大館税務署 ☎0186-42-0671

### 市役所等で発行している申告に必要な書類

#### ○社会保険料の納付額確認書

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付を口座振替されている方で、令和2年中の保険料納付額確認書が必要な方には、本庁及び各総合窓口センターで無料交付しています。

※交付申請には本人確認資料が必要です。

#### ○障害者控除対象者認定書

令和2年中に新たに※寝たきり等の状態になり、かつ障害者手帳等の交付を受けていない方を障害者控除に適用する場合は、医師の診断による証明書等又は福祉課地域障がい福祉係から障害者控除対象者認定書の交付を受け、申告会場等にお持ちください。

※寝たきり等の状態…常に就床を要し、複雑な介護を要する人

### 税制改正のお知らせ

令和3年度の市・県民税から適用される主な改正点をお知らせします。（詳細については、市ホームページをご覧ください。税務課市税係 ☎62-1116）までお問い合わせください。

①給与所得控除の改正 ②公的年金等控除の改正 ③基礎控除の改正 ④所得金額調整控除の創設 ⑤非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の改正 ⑥ひとり親控除の創設および寡婦（夫）控除の改正

※（注意）ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫（未届）」または「妻（未届）」の記載がある者は対象外となります。